

議案第 6 号

瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

後期高齢者支援金等課税額の算定規定を見直すため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

瑞穂町国民健康保険税条例（昭和 4 0 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 4 中「7, 0 0 0 円」を「8, 5 0 0 円」に改める。

第 1 1 条第 1 号イ中「4, 9 0 0 円」を「5, 9 5 0 円」に改め、同条第 2 号イ中「3, 5 0 0 円」を「4, 2 5 0 円」に改め、同条第 3 号イ中「1, 4 0 0 円」を「1, 7 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の瑞穂町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

瑞穂町国民健康保険税条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第5条の3 略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,500円</u>とする。 第6条から第10条の8 略 (国民健康保険税の減額) 第11条 略 (1) 略 ア 略 イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,950円</u> ウ 略 (2) 略 ア 略 イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,250円</u> ウ 略 (3) 略 ア 略 イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定す	第1条から第5条の3 略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,000円</u>とする。 第6条から第10条の8 略 (国民健康保険税の減額) 第11条 略 (1) 略 ア 略 イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,900円</u> ウ 略 (2) 略 ア 略 イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,500円</u> ウ 略 (3) 略 ア 略 イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定す

る世帯主を除く。) 1人について <u>1,700円</u> ウ 略 第11条の2から第15条 略 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u> <u>(適用区分)</u> 2 <u>改正後の瑞穂町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u>	る世帯主を除く。) 1人について <u>1,400円</u> ウ 略 第11条の2から第15条 略
--	--